

01045

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日がとる)

定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月二十九日

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、六〇〇号	早瀬 啓	昭和四十六年六月十五日

鳥取県告示第五百五十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石破 二朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字宝谷字糠谷山一一七三の一、大字印賀字道ノ子山三五の三並びに字二部山三二、及び三三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をことができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)

第七条第二項の規定に基づき、昭和四十一年六月鳥取県告示第三百三十八号をもつて設定した鶴ノ池鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十八条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 区 域 更新する存続期間及び面積

東伯郡東郷町大字川上地内東郷町
上水道水源地を基点とし、県道鉢伏

田畑線を東南に進み、川上峠に至り、
同峠から東郷町と青谷町の境界線を
北に進み、山道上湯棚冥加谷線との
交差点に達し、同点から同山道を東
方に進み、農道妙見谷線に至り、同

鉢 伏 山
鳥獣保護区

農道を北東方に進み、同農道の基点
に至り、同点から勝部川左岸を北方
に進み、町道宮前橋西詰に至り、同
所から山道楠根方地越線を北西に進

昭和四十六年
七月一日から
昭和五十六年
六月三十日まで

鳥取県告示第五百五十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 区 域 存続期間及び面積

鳥取市丸山町地内国道九号丸山橋
東詰めを起点とし、同点から国道九

号を南西に進み、八千代橋東詰めに
至り、同所から県道田島片原線及び
市道西品治行徳線を南方に進み、千
代橋東詰めに至り、同所から県道鳥

み、青谷町と東郷町の境界線に至り、
同所から東郷町大字白石字上野内大

平から、字寺所隱谷の境界線を西南
に進み、ヤナガ谷、清水谷の陵線を
南に進み、旧舍人村と旧松崎町の境
界線に至り、東郷町大字川上字駄床
と字高辻畑の境界線を通り基点に至
る線に囲まれた一円の区域

01047

千代川・湖山
銃猟禁止区域

取鹿野倉吉線を東方に進み、同線と国道五三号との交差点に至り、同点から国道五三号を南方に進み、円通寺橋西詰に至り、同所から千代川堤七号線に接続し、同線を北西に、さら

昭和四十六年
七月一日

己酉年

一八九三ヘクタール

西詰めに至り、同所から国道九号を西北方に進み国道九号溝川橋西詰めに至り、同所から溝川左岸を河口まで進み、同所から海岸線を東方に進み、賀露港に至り、同所から千代袋川の右岸に沿つてさかのぼり、丸山橋起点に至る線で囲まれた一円の

江府町御机地内の県道如原来倉吉
線と笠良原開拓道路分岐点を基点と
し、同基点から県道如來原倉吉線を
北東方に進み、蒜山大山有料道路と
の交差点に至り、同点から蒜山大
山有料道路を南東方に進み、鳥取県

蒜山・大山ス
ライ・ライン・ス

と岡山県の県境（見返峠）に至り、

昭和四十六年
七月一日から
昭和四十八年

八月十二日まで

二四〇ヘクタール

道下蚊屋笠良原線と笠良原開拓道路の交差点から笠良原開拓道路を北西方向

に進み、

西伯郡大山町豊房地内大山町道佐

町道佐摩香取線を南方に進み、川手

山土塁に沿つて鐸抜山三角点(七〇)

五米)に至り、同三角点からさらに

同土墨を南方に進み、県道赤崎大山

総に達し 同総をさへに南東方に進み、倉吉営林署管内国有林大山經營

区九一林班の北端に達し、同点から

大山鳥獣保護区の境界を北東方に進

香取銃獵
禁止区域

し 同点から川手川に沿って東方に進み、川手川と県道赤崎大山線と交差する点に達し、同点から県道赤崎

昭和四十六年
七月一日から
昭和五十六年
六月三十日まで

鳥取県公報

大山線を東北方に進み、同線と県道高橋下市停車場線との交差点に至り同交差点から県道高橋下市停車場線を北方に進み、同線と中山町道岩伏線との交差点に達し、同点から横断線及び大山町道岩伏二号線をつぎつぎに西方に進み、基点に至る線で囲まれた一円の区域

鳥取県告示第五百六十号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事
石破二朗

一 作業種類	二 作業期間	三 作業地域
基本測量（二等重力測量）	昭和四十六年七月十日から昭和四十六年九月十八日まで	米子市、境港市、岸本町、溝口町、日南町、日野町及び江

試験の科目及び時間

試験の科目	試験の時間
(ア) 砂利採取に関する法令	
(イ) 砂利採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）	午前10時から12時まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和46年7月30日(金曜日)

3

- イ) 砂利採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む)

(2) 鳥取県商工労働部商工振興課
に提出すること。
① 受験願書
② 履歴書 受験願書及び履歴書は商工振興課及び鳥取県建設業協会
に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真 手机形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像

5 昭和46年6月29日 火曜日

鳥取県公報

01049
第4252号 (第三種郵便物認可)

のものを願書に記入すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験票の所定欄にはりつけること。

5 受験願書の提出期間

昭和46年7月5日から昭和46年7月15日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。